

職員の懲戒処分について

令和4年11月17日
郡山市総務部人事課
課長 宗方 成利
TEL：924-2048

本日付で、1件の懲戒処分を実施しました。

他の職員のID・パスワードを用いて不正に庁内グループウェアに侵入した職員の処分

処分内容	戒告	処分年月日	令和4年11月17日
事件概要	<p>令和4年7月4日から8日までの間、被処分者（20代、女性）は、勤務時間中、業務用のパソコンにより、他の職員（18名）のIDとパスワードを用いて、延べ47回にわたり、庁内グループウェアへの不正なログインを繰り返した。</p> <p>そのうち、他の職員3名のプロフィール欄やスケジュール欄に、いたずら書きのような書き込みや、架空の予定を入力し、被害を受けた職員に対して不安を与えた。また、職員12名の個人情報も不正に閲覧した。</p> <p>このような行為は、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）、同法第35条（職務専念義務）に違反し、全体の奉仕者たるにふさわしくない行為である。</p> <p>※庁内グループウェアとは…庁内コンピュータネットワークを活用した情報共有のためのソフトウェア。職員間のメールやスケジュール共有、文書の掲示機能等がある。</p> <p>※なお、市民の個人情報については、取り扱う端末やログインの方法が異なるため、本件による不正な閲覧等は行われていない。</p>		